

府 監 第 1 9 5 7 号
平成 19 年 1 月 30 日

(請 求 人) 様

大阪府監査委員	隅 田
	康 男
同	東
	武
同	磯 部
	洋
同	井戸根
	慧 典

住民監査請求について（通知）

平成 18 年 11 月 29 日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第 1 請求の内容

本件住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『 1 請求の趣旨

- (1) 大阪府知事は、太田房江ら職員及び生保自治会、A に対して 665 万円の金員を大阪府に支払うよう請求せよ。
- (2) 大阪府（知事・太田房江）ら職員らが、無縁仏 29 体の補償費と 17 本の樹木伐採による補償費名下に 665 万円を支出した違法を確認する。

2 請求の理由

- (1) 茨木市生保 196 番地の墓地は、寛政 11 年 8 月 6 日当時の生保村の村人（俗名・久治

左門)が亡くなり、この墓地に土葬されたのが始まりといわれている。明治
11年11

月4日には火葬場として許可された墓地である(添付書参照)。

当時の隣接の大門寺村や桑ノ原村の村人の遺体埋葬や焼却にも使用されて
おり、昭

和の終戦時も火葬場として使用され埋葬されてきたのである。

現に請求人Bの兄であるCが昭和20年6月24日に亡くなり、この墓地で火葬
され、B家の墓石に埋葬されている。

また、納棺された間を運ぶ「こし」と呼ばれた道具は、茨木市生保123番地
の蔵の横に建てられていた納屋に保管されていて、村人の葬儀にも利用されて
いた。ところで、墓地に関する管理組合も、委員会も、規則等一切存在するこ
となく、「生保共有地」として日常自主的に使用されてきたのである。

しかし、この墓地は茨木市大字生保財産区の財産墓地で、その管理者は茨木
市長と された。添付書の「財産区財産譲与申請書」にも茨木市大字生保
財産区管理者茨木市長野村宣一様と明記されている。

(2) さて、公共用地の取得に伴う損失補償基準第35条及び公共用地の取得に伴
う補償基準細則第19の6項(※注1)で「無縁として取り扱う墳墓の移転に
要する費用は、原則としてその墓地の所有者又は管理者に補償するものとす
る」と定められている。

しかるに、平成18年10月12日に受け取った平成18年10月11日付の情報
公開資料では、無縁仏(29体)や樹木(17本)の伐採に対する補償費が、現
在の自治会長Aに支払われていることを初めて知ったのである。

添付書類や前述の基準や細則によっても、明らかに自治会長Aが補償費にあ
たる金員を受領する権利はどこにも存在するものでなく、違法な授受である。

(3) 情報秘匿

Bの平成18年7月11日の情報公開時は、これらの補償に関する資料を公開
せず、

異議申立時に追加資料として公開することも不自然であり、故意に資料公開を
しないでおこうとしていたものである。

また、受領した情報公開資料の内容を確認するために、10月21日7時30
分頃自治会長のA氏に電話して確認したが、本件無縁仏や樹木伐採に対する補
償金額等を公表せず、自分は知らないと回答した。ということは、本件につい

て地元も行政も非公開にして隠すために口裏合わせまでしていたという他ない。

しかも、個人所有の墓石等に対する補償に関しては、それぞれ個人差はあっても、約 70 万円程度であり、A 氏自身も 70 万円ほど受領している。

(4) 不当利得と損害金

本件の損害金額は保証金額そのものを非公開としているので、真の金額は確知できない。しかし、各個人の墓石については、一墓石あたり 70 万円前後であると推定され（A の電話による話や地元の方々の話による）、これによって無縁仏は平均で一霊体あたり 20 万円程度と考えられる。さらに、樹木補償については電力会社等の送電線下の樹木伐採補償を参考にする限り 1 本 5 万円程度と考えられる。

これによると、

20 万円×29 体=580 万円

5 万円×17 本= 85 万円

合計金額 665 万円が支払われており、不当利得の返還義務の対象といえる。

(5) まとめ

地方自治法第 242 条第 1 項に基づき、監査委員は太田房江ら担当職員と不当利得者に対して 665 万円を大阪府に支払わせ、又は回収させるよう勧告することを求める。』

※注 1：現在は公共用地の取得に伴う補償基準細則第 19 第 2 項

なお、平成 18 年 11 月 30 日付けで、請求書に記載のある人物の氏名について確認等の補正を求めたところ、平成 18 年 12 月 5 日に所要の補正書の提出があった。

第 2 事案の事実

本事案については、要件審査を行うに当たり、請求人及び対象部局である都市整備部からそれぞれ事情聴取を行った。

1 請求人の陳述

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 6 項の規定により、平成 19 年 1 月 12

日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人からは請求書記載事項の補足として下記の内容の陳述書が提出された。

『財産区には夫々の会計があり、一般財政と区別されている。その地域の住民が田畑

や山林から生み出される果実を共同で分かち合うために設けられた制度であり、現在のように住居を頻繁に移転しない時代に設けられた制度である。だから現代でも農村地では、本家・分家と呼ばれる家があるのも昔は次男三男が分家して同じ村に住居を構えた名残である。市町村の合併によって旧町村の財産区財産は新しい市町村が財産を個々に区別管理されるようになったのである。

生保村・桑原・大門寺・大岩が合併し石河村となっても生保財産区は共有地として存在し、住民は山林の下草＝篠部と称される＝を採取し燃料として使用していた。

その後石河村・見山村・安威村・福井村・豊川村の茨木市への合併によって財産区は茨木市の所有とされたのである。墓地についても同様に茨木市の所有となったのである。

因みに、福井村は合併する前に財産区財産は、当時の徳田村長が旧村民全員の共有名義に登録したために、茨木市の所有管理にならなかったのである。

以上詳述の通り、墓地についても所有管理は市長であり、移転登記や補償金の授受の措置は全て市長の権限である。しかし、財産区財産である墓地に個人が墓石を設置して利用している墓石の移転にかかる費用補償は当然所有者に帰属するものである。

公共用地の取得に伴う損失補償基準第 35 条及び同細則第 19 条の改葬の補償 6 項(※注 2)によれば、無縁仏の補償は所有者又は管理者に支払うとされている。

財産区財産の生保墓地は、生保村から石河村にかけて共同管理が為されてきたのであり、茨木市に合併後も暫らくはそのままの状態が続いた後、条例が制定され生保財産区として認められたのである。

従って、無縁仏に対する補償費は所有者である茨木市長に支払われるべきであって、Aが無縁仏に対する補償費を受け取る権利はなく、無権利者に補償費を支払った担当職員は違法行為をした事になる。

これに対して、担当職員は管理組織がなかったので新しく管理組合を設立させ、その代表者がAであると主張するかもしれない。しかし、新しい管理組織を結成するのであれば、当然全ての関係者＝墓石所有者＝に最初の段階から案内すべき説明責任がある。

然るに、最初の関係する会議などに案内もせずに、規約案ができた段階で会議の案内された関係者＝監査請求人＝がそれまでの経緯説明を求めて電話をして

も忙しいという理由で電話を切り、改めて後日に説明の電話をかけてくることもなく、不公平・不平等で村八分的な行動を推し進めてきた施主である大阪府の職員の責任は重いといわざるを得ない。

さらに、補償に絡んだ無縁仏の十分な調査もせずに 29 体が無縁仏の所有者でも管理者でもない A に対して公金から補償金として支出したことは違法である。

従って、担当部局が A を新しく管理組合の代表者として選ばれたものであると弁明したとしても、それは正規の手続きを得た正式の団体の代表者ではなく、単にダム事務所が便宜的に結成させた私的な団体であり、公的な団体ではない。

よって、仮に担当者がそのような説明をしたとしても違法な行為を正当化しようとする「でっちあげ」の仕業である。 以上 』

※注 2：現在は公共用地の取得に伴う補償基準細則第 19 第 2 項

以上の内容を請求人が陳述した後、監査委員から請求人に対して質問を行おうとしたところ、請求人より請求外の事項等の発言がなされ、議事進行に支障が生じたことから、東代表監査委員から暫時休憩の宣言がなされ、議事進行が協議された。

しかしながら、休憩中、請求人が退庁したことから、意見陳述を続行することができなくなったため、東代表監査委員が請求人の意見陳述を終了する旨宣言して閉会した。

2 対象部局の陳述

平成 19 年 1 月 12 日、対象部局である都市整備部の陳述を行ったところ、その概要は以下のとおりである。

(1) 安威川ダム建設事業の概要

淀川水系一級河川安威川は、京都府亀岡市に源を発し、茨木川、大正川他を合わせ、大阪市東淀川区相川地先で神崎川に合流する流域面積約 163 平方キロメートル、河川延長約 32 キロメートルの北摂地域で最大の河川である。

一級河川の管理は、河川法第 9 条第 1 項により国土交通大臣が管理を行うものと定められており、同条第 2 項により、国土交通大臣が指定する区間内については、国土交通大臣の権限に属する事務の一部を政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができるとされている。

安威川ダムについては、平成 9 年 12 月に河川法第 79 条第 1 項に基づき国土交通大臣の認可を受け、大阪府が施工している。

安威川の中・下流域は、淀川や北摂山地からの堆積土砂によって形成されたという地理的条件から、土地が低く、近年においても、たびたび水害を繰り返し、

特に、昭和 42 年 7 月の北摂一帯を襲った豪雨では流域全体で約 2 万 5 千戸が浸水するなど、甚大な被害を出した。

このため、昭和 42 年の北摂豪雨災害を契機に、抜本的な治水対策と新たな水資源の確保を目的として、安威川ダム建設事業計画が立案された。

以来、地元との長きに渡る交渉の結果、平成 7 年 3 月の生保地区をスタートに基本協定の締結を経て、平成 11 年 3 月にダム建設予定地の関係地元地区と損失補償基準協定を締結するに至り、地元の理解を得た上で事業に着手している。

今日、安威川流域には、約 30 万人が居住し、茨木市をはじめ、摂津市、吹田市、高槻市、大阪市の著しく都市化が進展した地域であるとともに、JR東海道新幹線、東海道本線、阪急京都線や大阪中央環状線など、重要な都市基盤施設が多数存在している。

このため、一度水害が起これば甚大な被害が発生することから、茨木市をはじめとする流域関係 5 市からはダム事業の早期完成を求められている。

(2) 安威川ダム建設事業の用地取得について

本事業の用地取得については、先行取得を大阪府の出資法人である大阪府土地開発公社に依頼している。

大阪府土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」第 10 条を根拠に設立された大阪府の出資法人で、主に都市整備部の事業用地の先行取得を実施している。

大阪府土地開発公社による先行取得は、土地取得が長期にわたると買収に支障が出るが見込まれる等、先行して集中的に用地取得を行う必要がある場合に、大阪府土地開発公社の資金により土地等の取得や支障物件に対する補償を行うものである。

安威川ダム建設事業の用地取得については、事業に必要な広域な用地を事業の性質上可能な限り早期に取得しなければならないこと等から、取得の大半を大阪府土地開発公社の先行取得で実施している。

本件共同墓地についても、大阪府土地開発公社が生保自治会との間で物件移転補償契約を締結し、補償費を支出している。

(3) 生保共同墓地を移転する必要性

大阪府は、平成 11 年 3 月に地元関係 5 地区と「安威川ダム総合開発事業（安威川ダム建設）に伴う損失補償基準協定書」を締結し、本格的な用地取得に着手

しており、生保地区については、全村が水没することから、住居、工場・作業所、商店、神社・仏閣その他あらゆる生活機能を構成する物件について、新たに代替地を求め、集団移転者等の生活再建と村落の機能回復を図る必要がある。

このため、地区内の村民、戦没者、無縁者を祀る共同墓地についても、旧来の村落の生活再建を図るための代替地内に共同墓地用地を求めることにしたものである。

(4) 生保共同墓地を移転補償する根拠

移転補償の根拠としては、一般に公共事業として買収する土地に建物や工作物等の支障となる物件がある場合は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」及び「公共用地の取得に伴う損失補償基準」等に基づき、その権利者に補償を行うこととなる。

また、墳墓の補償については、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第 19 第 2 項において「無縁として取扱う墳墓の移転については、特別の事情のない限り、その墓地の所有者または管理者に補償するものとする」と規定されている。

そのため、これらの規定に基づき、墓地の管理者である生保自治会に対し、補償を行ったものである。

なお、請求人は無縁仏 29 霊体に係る補償費が支払われたと主張しているが、調査の結果、遺骨等が確認できなかったため、通常霊体に対して行う改葬料及び祭典料の補償は行っておらず、支障物件調査表に記載のとおり、工作物として墓石等 29 基の移設補償を行っている。

この補償費については、公共用地取得に伴う損失補償基準第 35 条において「土地等の取得又は土地等の使用に伴い墳墓について改葬を行うときは、通常改葬に要する費用を負担する」と規定されており、さらに同細則第 19 第 1 項において「墓碑類、柵等の移転に係る費用」を補償することと規定されている。

本件補償費の算定についても、これらに基づき、支障物件を移転させる際には、通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転工法によって移転するのに要する費用を補償している。

(5) 生保共同墓地の移転補償に係るこれまでの経過

墓地の移設及び再建については、先祖代々から受け継がれてきた墓を、ダム事業により、新たな場所に移設することになるため、移転先の選定に始まり、現況墓地の調査、使用者からの聞き取り調査、補償金の確定まで、数多くの協議、調整等を地元自治会や墓地使用者等と行ってきた。

具体的には、平成 8 年 10 月から墓地を含む代替地土地利用計画の協議を地元ダム対策委員会と開始し、平成 13 年 6 月頃から現況墓地の聞き取り調査、形状・寸法等の確認のための墓石調査を実施し、平成 13 年 12 月には無縁墳墓改葬公告の官報登載を行った。

その後、代替地内の新墓地の基盤整備が完了した平成 16 年 6 月に物件移転補償契約を締結している。

(6) 補償費の支払事務

本件補償費の評価決定額については、大阪府が作成している「都市整備部用地事務処理要綱」及び「都市整備部用地事務処理細則」に基づき、支障物件の調査及び算定を行い、都市整備部用地室において補償額を決定している。

まず、大阪府安威川ダム建設事務所において墓石の寸法、形状等墓石調査を行ったうえ、用地室に算定依頼をし、用地室においてその結果を基に算定のうえ、補償額を決定した。

そのうえで、本件契約は大阪府土地開発公社による先行取得であるため、大阪府土地開発公社と生保自治会との間で平成 16 年 6 月に物件移転補償契約が締結され、同年 8 月に被補償者からの請求により契約金額の約 7 割が前払金として、また、残金 3 割は、平成 17 年 12 月に物件が撤去されたことを確認のうえ、支払われている。

(7) 本件補償費の支払先が生保地区自治会長 A である理由

本件補償費については、補償対象物の権利者、また、無縁として取扱う墳墓の移転については、特別事情がない限り、その墓地の所有者または管理者に補償するものとなっている。

そのため、本件移転補償契約の締結にあたっては、墓地の土地所有者である茨木市大字生保財産区 管理者茨木市長に当墓地にある地上物件に対して補償を受け権利を有しない旨の確認を行っており、その上で、本件補償対象物の権利者であり、かつ墓地の管理者である生保自治会と移転補償契約を締結し、補償費が支払われたものである。

墓地の管理者が生保自治会であることについては、旧生保村では、明治以降連続綿として、村の共同墓地に、村民、戦没者、無縁者を祀ってきたという経緯があり、その慣行を明文化するため、昭和 54 年に生保自治会は「墓地使用を定める規定」を定めるとともに、日常的な管理として、生保地区の住民の方々が、自主的に墓地や周辺道路の除草、清掃等を行ってきたこと、また、平成 16 年 4 月に

制定された「生保自治会規約」において、「生保墓地内における個人所有物以外のもの一式」が自治会の保有資産であること及び「自治会所管の財産の維持、管理等」を自治会の事業とする旨が規定されていることにより確認している。

さらに、平成16年6月の生保自治会臨時総会において、本件補償契約の契約代表者を自治会長とすることが決定されていることも議事録により確認している。

(8) まとめ

本件墓地移転補償に係る支払先については適正に決定したものであり、決して、違法または不当な公金の支出には当たらないと考えている。

(9) 質疑

以上の説明を踏まえ、監査委員から都市整備部に対し、質疑により説明内容の確認を行ったところ、次のとおり回答があった。

ア 当該案件の物件移転補償契約の名義は、大阪府土地開発公社となっている。これは移転補償に関して、実務的には大阪府土地開発公社が地元との交渉や補償費の支払いを行ったのか。

(回答)

安威川ダム建設事業では、先行買収を大阪府から大阪府土地開発公社に依頼しているが、地元との調整、権利関係の調査、用地取得の交渉などの事務は、大阪府土地開発公社の応嘱職員として安威川ダム建設事務所の職員が担当し、最終的に大阪府土地開発公社が移転補償契約を締結している。ただし、補償金額の決定については、都市整備部用地室長が行う。

また、本件契約に係る補償金については、大阪府土地開発公社より支払われている。

なお、大阪府土地開発公社が先行取得した土地、付随する補償金は、最終的に大阪府が買い戻すこととなる。

イ 補償に要した費用は、最終的には買戻しという形で大阪府の負担となるのか、また今回の移転補償に係る費用について、既に大阪府は買戻しを完了しているのか。

(回答)

大阪府土地開発公社が大阪府の公共事業に必要な土地の取得を行うにあた

っては、大阪府と大阪府土地開発公社で協定書を締結しており、その中で、大阪府土地開発公社が土地の取得に要した費用は大阪府の負担とすることを定めている。

また、毎年度公共事業用地先行取得契約を締結しており、大阪府の負担する金額の上限が定められている。

事業に必要な土地で先行取得の必要なものは、公共事業用地先行取得契約に添えられる「用地取得計画」に定められており、大阪府土地開発公社は、これをもとに、必要な契約を行い、費用を支出している。

大阪府土地開発公社で先行取得した土地、それに付随する補償で支出した費用は、最終的に全て大阪府が大阪府土地開発公社から買戻し、負担することになる。

なお、今回の移転補償に係る費用の買戻しは、現時点では完了していない。

ウ 無縁仏と樹木の補償費を生保自治会長Aへ支払うに際し、支払先など、必要な手続を踏んでいるのか。

(回答)

一般に公共事業として買収する土地に建物や工作物等の支障となる物件がある場合は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」及び「公共用地取得に伴う損失補償基準」等に基づき、その権利者に補償を行うこととなる。

また、墳墓の補償については、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第19第2項において「無縁として取扱う墳墓の移転については、特別の事情のない限り、その墓地の所有者又は管理者に補償するものとする」と規定されている。

そのため、本件補償対象物の権利者であり、かつ、墓地の管理者である生保自治会に対して補償したものである。

なお、請求人は無縁仏29霊体に係る補償費が支払われたと主張しているが、調査の結果、遺骨等が確認できなかったため、工作物として墓石等29基の移転補償を行った。

生保自治会が本件補償対象物の権利者であり、かつ、墓地の管理者であることについては、旧生保村では、明治以降連綿として、村の共同墓地に、村民、戦没者、無縁者を祀ってきたという経緯があり、その慣行を明文化するため、昭和54年に生保自治会は「墓地使用を定める規定」を定めていたこと、生保自治会規約において、「生保墓地内における個人所有物以外のもの一式は生保自治会の保有資産であること」「自治会所管の財産の維持、管理及び運営を同

自治会の事業とする」旨規定されていることにより確認している。

また、補償金の支払先については、生保自治会の総会において、無縁墳墓等の移転補償金額についての応諾及び本件契約の代表者を自治会長で行うこと等について審議が行われ、その結果、契約代表者を自治会長で行うこと、また、補償金については自治会口座に入金することが出席者全員により承認されたことを議事録により確認している。

エ 自治会長への補償費の支払いについて財産区管理者である茨木市の見解はどのようなのか。

(回答)

本件契約にあたり、墓地の土地所有者である茨木市大字生保財産区管理者茨木市長から、当墓地にある地上物件に対して補償を受ける権利を有しない旨の回答を得ており、また、本件補償費が生保自治会に支払われることに異論がない旨を確認している。

オ 平成16年6月に生保自治会長Aと物件移転補償契約を締結した根拠として、その契約の2ヶ月前の平成16年4月の「生保自治会規約」の中で「生保墓地内における個人所有物以外のもの一式」が自治会の保有資産であること等の規定があることをあげているが、これは契約の根拠となるのか、また、この規約がもしなければどうなるのか。

(回答)

本規約は、墓地の管理者である生保自治会が所管財産の権利者であることを明文化したものである。

つまり、過去の実質的な形態等を確認し、それを書面で改めて確認したということであり、この規約がなかったからといって生保自治会と契約を締結しないということにはならない。

3 事実関係

請求人及び都市整備部の陳述により、監査委員が確認した事実は以下のとおりである。

(1) 本件補償と安威川ダム建設事業について

茨木市大字生保財産区の墓地（以下、「本件墓地」という。）にある墓石及び樹木等に対する移転補償は、安威川ダム建設事業の一環として行われている。

安威川ダム建設事業の用地取得については、先行取得が必要であるとして、大阪府から「公有地の拡大の推進に関する法律」第 10 条を根拠に設立された大阪府の出資法人である大阪府土地開発公社に依頼して実施している。

本件先行取得の必要性については、安威川ダム建設事業の用地取得において、事業に必要な広域な用地を事業の性質上可能な限り早期に取得しなければならないこと等から、取得の大半を大阪府土地開発公社の先行取得によることとしたものである。

(2) 本件補償の内容について

本件墓地の無縁仏に対しては、調査の結果、遺骨等が確認できなかったため、通常霊体に対して行う改葬料及び祭典料の補償は行われず、工作物としての墓石等 29 基及び樹木 17 本等の移転補償費が、大阪府土地開発公社から生保自治会長 A に対して、平成 16 年 8 月及び平成 17 年 12 月の 2 回に分けて支払われている。

(3) 本件補償費の支払事務について

上記の補償費は、都市整備部用地室による補償費の決定を受けた上で、大阪府土地開発公社と生保自治会との間で、平成 16 年 6 月に締結された物件移転補償契約に基づいて、被補償者からの請求により大阪府土地開発公社から支出された。

今後、大阪府土地開発公社より先行取得した事業用地と補償費について買戻しを予定しているものの、現時点では大阪府によって支出されたものではない。

第 3 法第 242 条第 1 項の要件に係る判断

- 1 法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を

認められたものである。

したがって、住民監査請求においては、対象となる財務会計行為等がなぜ違法、不当であるのか、その理由あるいは事実を的確かつ客観的に示さなければならず、それがなされていない場合は住民監査請求の要件を欠くというべきである。

- 2 今回、請求人は、本件墓地の無縁仏及び樹木に対する補償費が、茨木市大字生保財産区の管理者である茨木市長ではなく、生保自治会長Aへ支払われており、この支出が、公共用地取得に伴う損失補償基準細則第19第2項の「無縁として取扱う墳墓の移転については、特別の事情のない限り、その墓地の所有者または管理者に補償するものとする」という規定に違反し、法第242条第1項の違法若しくは不当な財務会計行為等にあたると主張していると解される。
- 3 本件補償費の支出は、安威川ダム建設事業の一環として行われたものである。その支出事務は、大阪府による補償額の決定を受けて、大阪府から安威川ダム建設事業の用地取得の依頼を受けた大阪府土地開発公社が行っている。
- 4 大阪府の依頼に基づき大阪府土地開発公社が支出した用地取得費及びそれに付随する補償費は、最終的に大阪府が買戻しを行う予定とのものであるが、現時点においては、本件補償費は大阪府土地開発公社の財務会計行為によって支払われていることから、本件請求の対象となっている大阪府の財務会計行為等は存在しない。
- 5 「公有地の拡大の推進に関する法律」により設立された土地開発公社が行う現金の支出、財産の取得、管理又は処分、契約の締結等については法第242条の住民監査請求をすることができないとされている（昭和50年10月1日、自治行第52号行政課長回答）。
また、最高裁判所の判例においても、土地開発公社の違法な行為については、法第242条の2第1項第4号の規定による訴訟を提起することができない旨の判決が出されている（最高裁平成3年（行ツ）第43号平成3年11月28日判決）。
- 6 よって、請求人の請求内容は、大阪府の財務会計行為等を対象としていないので、本件住民監査請求は認められない。

第4 結論

以上のとおり、本件住民監査請求は法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。